

省エネルギー化推進事業 2次公募要領【概要】

～新型のD P F 装置装着車への移行によるもの～

1. 事業の概要

本事業は、事業用トラックに係る事業者が行う新型のD P F 装置装着車への移行に必要な経費を支援し、実燃費改善を図ることにより、トラック輸送の省エネルギー化の取り組みを促進させるものである。

2. 公募予算額

約1. 2億円

3. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、事業用トラックに係る事業者が新型D P F 装置装着車へ移行する事業とする。

4. 補助対象事業者

ア. 貨物自動車運送事業者

イ. 第二種貨物利用運送事業者

※中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者

ウ. リースする事業者（ア又はイに該当する者に貸し出す事業者）

5. 募集期間

平成27年8月17日（月）～平成27年8月31日（月）（消印有効）

6. 補助対象事業の要件（①かつ②の要件を全て満たすこと）

① 車両総重量3. 5超のディーゼルトラックのうち、以下のA、Bいずれかの基準を満たす車両を導入すること

A 「平成27年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合かつNOx・PM+10%以上低減車」

B 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合車」

② ①の導入にあたり、以下i～ivの全てに該当するディーゼルトラックとの入替えであること

i 平成17年10月1日から平成21年9月30日までに新車新規登録された車両であること

ii 譲渡又は廃車した日以前に連続して過去1年間以上所有又は使用していること。

- iii 公募要領公開日から事業完了日までに譲渡又は廃車の手続きが完了する入替前車両であること。
- iv 購入する補助対象車両と同車両総重量区分（大型・中型・小型）、同車体形状であること。

7. 補助率及び補助金上限額

補助率は補助対象経費（補助対象車両の本体価格と基準車両価格との差額）の1／3以内とする（1,000円未満切捨て）。

車両総重量区分毎の基準価格及び補助金上限額一覧表

車両総重量区分	補助率	補助対象経費	基準車両価格	補助金上限額
大 型 ①車両総重量 20.0 t 超 ②車両総重量 12.0 t ～20.0 t 以下	1／3 以内	A－B	1,100 万円	80 万円
中 型 車両総重量 7.5 t ～12.0 t 以下		A：補助対象 車両本体価格 (税抜)	420 万円	50 万円
小 型 車両総重量 3.5 t ～7.5 t 以下		B：基準価格	240 万円	30 万円

(例) 1,500万円の大型車両を導入する場合

$$(1,500万円 - 1,100万円) \times 1/3 = 133.3万円$$

133.3万円 \geq 80万円より補助金の額は大型車両の補助金上限額の80万円

※応募状況により、公募予算額を超える場合等は、採択された場合でも申請された補助金額を減額して交付決定する場合があることをあらかじめ了承すること。

8. 事業期間

1) 補助事業者の事業開始年月日

- 交付決定日を事業開始年月日とする。

※発注は交付決定日以降に実施すること。ただし、見積依頼については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

2) 補助事業者の事業完了年月日

- 実績データを全て取得し、かつ事業に関わる全ての支払いが完了した日を事業完了年月日とする（事業完了年月日は平成28年2月21日まで）。

9. 実績データの報告

事業完了後に、補助事業実績報告書（様式第9）と併せて、事業実施対象車両毎の以下のデータを記載した実施状況報告（総括表）を提出すること。

- ・補助対象車両への入替前後の車両情報及び実燃費データ

☆申請される方は、パシフィックコンサルタツのホームページより詳細をご確認ください。

<http://www.pacific-hojo.jp/dpf/2jikoubo.html>